

# 松江市産後ケア事業のお知らせ



ご出産されて赤ちゃんのお世話に一生懸命なお母さん。産後、からだが回復していない中で子育てがスタートして、母乳や育児のことなど、想像していた生活と違い戸惑ったり、眠れなかったり、育児に不安になったりしていませんか。松江市では、そんなお母さんが少しでも安心して子育てができるよう産後ケア事業を始めました。

お母さんと赤ちゃんのためにも、一人で悩まずに、ぜひご利用ください。

## 利用できる方

松江市内に住所を有する産後4か月未満のお母さんと赤ちゃんで、次のいずれかに該当する方。

医療行為が必要な方は利用できません。

- (1) 産後のお母さんの体調に不安があり、相談支援が必要な方
- (2) 育児に対する不安が強く、相談支援が必要な方
- (3) ご家族などから産後の支援が得られない方



## 産後ケアの内容

- ★お母さんや赤ちゃんの体調管理や産後の生活の相談、赤ちゃんの体重確認
- ★お母さんの心と体の休養
- ★授乳、沐浴など育児に関する相談 など

## 産後ケア事業の実施施設等

種 類	実施場所	注 意 事 項
デイサービス型（日帰り） 【利用時間】平日9時～16時	松江赤十字病院 松江市立病院 Aya 母乳育児相談室	・施設の空き状況によりご希望に添えない場合があります。 ・食事の提供等を希望する場合、追加でサービスを受けた場合は別途費用がかかります。 ・松江市立病院の利用は赤ちゃんが院内保育所の利用となるため、生後8週以降の利用となります。
訪 問 型 【利用時間】平日9時～16時 のうち3時間程度	ご自宅へ助産師が訪問します。	・助産師は車で訪問しますので、駐車場の確保をお願いします。

## 利用料金（1回あたり）

	市民税課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯	支払い方法
デイサービス型	2,000円	1,000円	0円	利用施設に直接お支払いください。
訪問型	1,000円	500円	0円	利用後に納付書を郵送します。 指定金融機関へお支払いください。

- ・未申告の場合、市町村民税の賦課期日において国内に住所がない場合、市町村民税の賦課期日において松江市に住所がなく必要な課税証明書等の提出がない場合は、自己負担額の市民税課税世帯の額とします。
- ・生活保護の方は生活保護証明書を提出してください。

## 利用日数

通算して7日以内

## 申請時に必要な物

- ① 松江市産後ケア事業利用申請書  
(申請書は、子育て支援センター窓口または市のホームページからダウンロードできます。)
- ② 母子健康手帳

## 利用までの流れ

### ① 松江市子育て支援センターへ産後ケア利用のご相談をください。

↓  
母子保健コーディネーター（保健師）が相談をお受けします。お母さんの状況などを伺い、希望施設や利用条件の確認などをいたしますので、お早めにご相談ください。

### ② 申請書による申し込み

↓  
利用希望日の3日前までに「産後ケア事業利用申請書」をご記入のうえ、子育て支援センターまでご提出ください。施設と日程の再調整や内容などの確認をいたします。

### ③ 利用決定通知

↓  
審査決定後に、利用決定通知書をお届けいたします。（郵送）  
（※決定後に変更をする場合は、手続きが必要ですのでご相談ください。）

### ④ 産後ケア事業の利用

## 申し込み・お問い合わせ先

松江市子育て支援センター（松江市立病院隣） 0852-60-8155  
住所：〒690-0045 松江市乃白町32番地2 松江市保健福祉総合センター内  
松江市子育て支援センター 子育て保健係